

医療費控除の確定申告について

◆平成29年分の確定申告から、領収書の提出が不要となりました

医療費控除を受ける際は、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。用紙は税務課窓口にごさいますので、事前に記載の上、確定申告の際にご持参ください。また、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」(www.keisan.nta.go.jp)で明細書の作成をすることもできます。領収書及びこれまでご利用いただいていた封筒の提出は不要です。

※医療費の領収書は自宅で5年間保管する必要があります。

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。(健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」等)

◆医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)について

医療費控除の特例として、新たに創設されました。申告者が、健康の保持増進及び疾病の予防への取組として、一定の取組(人間ドックやインフルエンザの予防接種等)を行っており、1月1日から12月31日までの間に、申告者及び生計を一にする配偶者その他親族のために支払った特定一般用医薬品等購入費があるときは、12,000円を超えない額(最高88,000円)を所得控除できる制度です。

従来の医療費控除との選択適用となりますので、この特例の適用を受ける場合、従来の医療費控除は、適用できません。詳細は国税庁及び厚生労働省ホームページをご確認ください。

▼問い合わせ先

税務課 住民税係 ☎569122

やむを得ない事情で保険証を持たずに病院にかかったとき

病院などの窓口で保険証を提示すれば、患者はかかった医療費の3割(義務教育就学前は2割、70歳以上は1割〜3割)を窓口で支払い、残りの額を国民健康保険が負担するというのが、保険診療の基本的なしくみです。しかし、急病などでやむを得ず、保険証を持たずに治療を受けたときは医療費をいったん全額自己負担し、あとで「療養費」として国民健康保険に申請することにより、自己負担金相当額(保険証を提示した場合に窓口で支払うべき額)を除いた金額が払い戻しされます。

※医療処置が適切であったか審査しますので、申請から支給まで数か月かかります。また、審査の結果、支給されない場合や一部のみの支給となる場合もあります。

▼申請に必要なもの

- ・ 保険証
- ・ 印かん
- ・ 振込先がわかるもの(通帳等)
- ・ 領収書
- ・ 診療報酬明細書(レセプト)

※療養費の支給申請のために病院が発行したものを。

▼問い合わせ先

保険課 国保年金係 ☎569134

～ デマンド交通(かみたん号)のご案内 ～

Q. かみたん号ってどこから乗るの??

A. かみたん号はお家の前から乗ることもできるよ!

町内であれば予約の時に指定したところに迎えにきて、好きな目的地まで行くことができるよ!

町外は指定の9施設(*)で、特別に乗り降りすることができるよ!

※石橋総合病院・自治医大病院・うつのみや病院、JR駅(石橋・自治医大・雀宮)、FKDインターパーク・かましん(石橋店、自治医大店)

- 問い合わせ先
- ・ 予約受付センター：0120-272-315 (通話料無料)
- ・ 上三川町役場企画課政策調整係：0285-56-9118



住宅借入金等特別控除について

平成29年中に住宅を新築・購入・増改築をして、金融機関や勤務先から借り入れた住宅ローンの返済期間が10年以上である等、一定の要件にあてはまれば「住宅借入金等特別控除」を受けることができ、所得税が軽減されます。この特別控除を受けるには、新築し、居住を開始した翌年に所得税の確定申告をする必要があります。

●確定申告の場所・期間

○マロニエプラザ申告相談会場

▼期間 2月16日(金)～3月15日(木)の平日、及び2月18日・25日の日曜日

▼時間 午前9時～午後4時

○上三川町役場(3階申告会場)

▼期間 2月16日(金)～3月15日(木)の平日、及び2月25日・3月4日の日曜日

▼時間 午前8時30分～午前11時、午後1時～午後2時
(日曜日は午後8時)

●申告に必要な書類等

①平成29年分の給与の源泉徴収票(原本)

②住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書(2か所以上から借入れがある場合はすべての証明書)

③工事請負契約書又は売買契約書の写し(契約年月日・契約金額・契約者名・物件記載のページと収入印紙が添付してあるページが必要です)

④法務局交付の最新の家屋の「登記事項証明書」(平成30年1月1日以降に取得したもの)

※権利証(登記済証)は登記事項証明書ではありません。

住宅敷地等の取得にかかる借入金がある場合

⑤法務局交付の土地の「登記事項証明書」・土地の売買契約書の写し

増改築などの場合

⑥建築確認済証の写し、検査済証の写し、又は建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書

⑦印かん

⑧申告者名義の預金通帳口座番号

⑨マイナンバーの確認できる書類及び身元確認書類(詳細は2月号掲載予定)

※①～④、⑦～⑨は皆さん必要です。⑤、⑥は該当する場合には必要です。

その他の確定申告に必要な書類等については、広報2月号に掲載します。

▼問い合わせ先

税務課 住民税係

☎ 569122



夜間休日急患診療所・休日急患歯科診療所

- 受付は、原則終了時間の15分前までにお済ませください。
- 健康保険証や受給者証を忘れずにお持ちください。
- 夜間休日急患診療所は内科医等が小児科の診療を担当することがありますので、事前に電話をしてから来院してください。

夜間休日急患診療所 ☎0285-39-8880

診療日	診療科目	診療時間(昼間)	診療時間(夜間)
月～土曜日	内科・小児科	午前10時～正午 午後1時～午後5時	午後7時～午後10時
休日	内科・小児科	午前10時～正午 午後1時～午後5時	午後6時～午後9時

休日急患歯科診療所 ☎0285-39-8881

診療日	診療時間
休日	午前10時～正午 午後1時～午後4時

※休日：日曜・祝日・振替休日・年末年始(12月31日～1月3日)

場所＝小山市神鳥谷2251-7(小山市健康医療介護総合支援センター内)



※縮尺は実際と異なります